

新潟市消防職員被服類及び装備品貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(被服類の貸与限度)

第2条 規則第2条に定める被服類の貸与・申告限度数量は、別表のとおりとする。

(点数制による貸与基準等)

第3条 消防吏員は、規則第3条第1項に定める持点数をもとに、貸与・申告限度数量を超えない範囲において、別表に掲げる品目のなかから職務に応じた被服類の貸与を受ける。ただし、持点数の範囲内であれば他の職務に係る被服類についても貸与を受けることができる。

2 前項による貸与を受けた後の持点数の残点は、翌年度以降に繰り越すことができないものとする。

3 消防局長（以下「局長」という。）は、第1項の規定にかかわらず、当該年度に定年に達する消防吏員に持点数を与えないこととし、被服類を貸与しないものとする。

4 局長は、定年に達する年数が2年から5年までの消防吏員の職務に応じて与えられる持点数を2分の1（端数は切り捨てる。）とする。

5 局長は、次に掲げる消防吏員の職務に応じて与えられる持点数を3分の2（端数は切り捨てる。）とする。

(1) 管理職及び補佐の職にある消防吏員

(2) 防火衣の貸与を受けた消防吏員（貸与年度に限る。）

6 局長は、規則第4条ただし書きにより被服類を貸与される消防吏員に対して、当該年度における持点数を与えないこととする。ただし、任命後3年目までは、職務に応じて与えられる持点数の2分の1（端数は切り捨てる。）とする。

7 局長は、第1項の規定にかかわらず、消防吏員のうち再任用職員に対しては、採用された年度における持点数を与えないこととし、被服類を貸与しないものとする。ただし、局長は、勤務の性質により特に必要があると認める場合は、被服類を貸与することができる。

8 局長は、別表に掲げる被服類の製式変更又は品目の増加が生じた場合、貸与する品目を指定できる。

9 局長は、規則第10条第1項の規定による報告を受け再貸与をした場合、当該被服類の点数を翌年度の持点数において調整する。

(数量調査)

第4条 総務課長は、毎年4月1日現在における被服類の貸与希望について所属長に数量調査を依頼するものとする。

2 所属長は、消防吏員に別記様式に定める調査表を記入させるものとする。

3 所属長は、前項の規定により記入された調査表を取りまとめ、総務課長に報告するものとする。

(受領、確認及び報告)

第5条 被服類の受領等については、次のとおりとする。

(1) 所属長は、消防吏員及び消防吏員以外の職員(以下「職員」という。)に対し、受領した被服類が申告した被服類か否かを調査表で確認させるものとする。

(2) 所属長は、職員が申告した被服類と異なるものが貸与されたと認めた場合は、当該被服類を返却させるとともに、相違箇所を総務課長に報告する。

(被服類の管理)

第6条 所属長は、消防吏員が所持する被服類の管理状況が著しく不適切と認める場合は、当該消防吏員の選択する品目を指示又は変更することができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則の一部を改正する規則（平成 2 6 年新潟市規則第 9 8 号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 5 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

別表（第2条関係）

区分	品 目	一般隊員・指令 課員・日勤者	救急隊員	救助隊員
第Ⅰ 類 被 服	冬 帽	1個	1個	1個
	冬 服	1着	1着	1着
	夏 帽	1個	1個	1個
	夏 服	2着	2着	2着
	ア ポ ロ キ ャ ッ プ	1個	1個	1個
	活 動 服	2着		
	救 急 服		2着	
	救 助 服			2着
	コ ー ト	1着	1着	1着
	ジ ャ ン パ ー	1着	1着	1着
	雨 衣	1着	1着	1着
	ベルト（一般用）	2本	2本	2本
	ベルト（救急用・救助用）		2本	2本
第Ⅱ 類 被 服	ネ ク タ イ	1本	1本	1本
	作 業 シ ャ ツ（長）	2枚	2枚	2枚
	作 業 シ ャ ツ（半）	2枚	2枚	2枚
	白 手 袋	1双	1双	1双
	短 靴	1足	1足	1足
	長 靴	1足	1足	1足
	半 長 靴	1足	1足	1足
	革 手 袋	3双	3双	3双
	消 防 用 作 業 手 袋	2双	2双	2双
	救 助 用 作 業 手 袋	2双	2双	2双
	安 全 靴	1足	1足	1足
第Ⅲ 類 被 服	編 上 靴	3足	3足	3足
	防 火 帽	1個		1個
	保 安 帽	1個	1個	1個
	防 火 靴	2足		2足
	墜 落 制 止 用 器 具	1本		1本

別記様式（第4条関係）

年度 被服類調査表						
所属名			階 級	氏 名	職員コード	隊 別
課・係・所等名						
区分	品 目	点 数	貸与申告 限度数量	申告数量	消化点数	サイズ・号数等
第 I 類 被 服	冬帽		1個	個		
	冬服	上衣	1着	着		
		ズボン	1着	着		
	夏帽		1個	個		
	夏服	長袖	2着	着		
		半袖	2着	着		
		下衣	2着	着		
		エンブレム	2枚	枚		
	活動服	上衣	2着	着		
		ズボン	2着	着		
	隊員章(活動服)		2枚	枚		
	救急服	長袖	2着	着		
		半袖	2着	着		
		ズボン	2着	着		
	隊員章(救急隊)		2枚	枚		
	救急救命士章		2枚	枚		
	救助服	上衣	2着	着		
		ズボン	2着	着		
	隊員章(特別救助隊)		2枚	枚		
	隊員章(救助隊)		2枚	枚		
	コート		1着	着		
	ジャンパー		1着	着		
	雨衣	上衣	1着	着		
		ズボン	1着	個		
	アボロキャップ		1個	個		
	ベルト(ブルー)		2本	本		
	ベルト救急		2本	本		
	ベルト(ブラック)		2本	本		
階級章		2枚	枚			
隊員章(特高救助)		2枚	枚			
隊員章(特別消火隊)		2枚	枚			
第 II 類 被 服	ネクタイ		1本	本		
	作業シャツ(長)		2枚	枚		
	作業シャツ(半)		2枚	枚		
	白手袋		1双	双		
	短靴		1足	足		
	長靴		1足	足		
	半長靴		1足	足		
	革手袋		3双	双		
	消防用作業手袋		2双	双		
	救助用作業手袋		2双	双		
第 III 類 被 服	安全靴		1足	足		
	編上靴		3足	足		
	防火帽(白・金)		1個	個		
	防火帽(銀色)		1個	個		
	保安帽		1個	個		
	防火靴		2足	足		
墜落制止用器具		1本	本			
A	持点数			消化		
B	調整点数			点数		
(A±B)	最終持点数			合計		